

令和2年3月18日

令和2年第1回奥多摩町議会定例会会議録
(予算特別委員会)

令和2年3月16日 開会

令和2年3月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会 会議録

1 令和2年3月18日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会予算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君		

《傍聴議員》

第12番 原島 幸次君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教育課長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和 2 年第 1 回奥多摩町議会定例会
予算特別委員会議事日程 [第 2 日]

令和 2 年 3 月 18 日 (水)
午前 10 時 00 分 開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開議宣告	—
2	議案第 25 号	令和 2 年度奥多摩町一般会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
3	議案第 26 号	令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
4	議案第 27 号	令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別 会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
5	議案第 28 号	令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
6	議案第 29 号	令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
7	議案第 30 号	令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
8	議案第 31 号	令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案のとおり 可決すべきもの
9	議案第 32 号	令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案のとおり 可決すべきもの

(午後 2 時 41 分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○委員長（石田 芳英君） 皆さん、おはようございます。

これより予算特別委員会を再開します。

直ちに会議を開きます。

本日は、先に日程第 8 議案第 31 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算及び日程第 9 議案第 32 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算について各課長より所管の説明を求めます。

なお、説明は、自席に着席したままで簡潔に行っていただくようお願いします。

初めに、議案第 31 号についての説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、議案第 31 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 6 ページをお開き願います。歳入予算でございます。款 01 分担金及び負担金、項 01 負担金、目 01 共用施設維持管理費負担金につきましては 1,084 万 9,000 円を計上し、前年度比 18 万 6,000 円の増額を見込むもので、小河内処理区の共用施設に係る山梨県丹波山村の負担金として協定に基づき計上するものでございます。

次に、款 02 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 下水道使用料につきましては 5,904 万円を計上し、前年度比 403 万 5,000 円の減額を見込むもので、小河内処理区では前年実績に基づき 384 万円を見込み、奥多摩処理区につきましても前年実績に基づき 5,520 万円を見込むものでございます。

次に、目 02 合併処理浄化槽使用料につきましては 180 万 1,000 円を計上し、前年度比 13 万 8,000 円の減額を見込むもので、前年実績に基づくもので、過年度分の 1,000 円につきましては科目を存置するもので、前年同様に計上するものでございます。

次に、款 02 使用料及び手数料、項 02 手数料、目 01 下水道手数料につきましては、前年同様に 1 万 6,000 円を計上するもので、説明欄記載の下水道工事指定工事店の申請に係る手数料を見込むものでございます。

次に、款 03 国庫補助金、項 01 国庫補助金、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金につきましては、補助率 3 分の 1 で 74 万円を計上し、国庫補助事業により合併処理浄化槽 5 人槽 2 基の設置を見込むものでございます。

次に、款 04 都支出金、項 01 都補助金、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費都補助金につきましては、補助率 2 分の 1 で 23 万 1,000 円を計上し、都補助事業により合併処理浄化槽 5 人槽 2 基の設置を見込むものでございます。

次に、7ページをお開き願います。款05繰入金、項01一般会計繰入金、目01一般会計繰入金では5億4,931万8,000円を計上し、前年度比2,564万5,000円の増額を見込むもので、節区分01下水道事業費繰入金から03その他一般会計繰入金について、説明欄記載のとおりそれぞれ見込むもので、詳細につきましては歳出予算でご説明申し上げます。

次に、款06繰越金、項01繰越金、目01繰越金につきましては、前年度の繰越分で、説明欄記載の下水道事業繰越金及び浄化槽市町村整備推進事業繰越金、その他繰越金をそれぞれ計上するものでございます。

次に、款07諸収入、項01預金利子、目01預金利子は、前年同様の計上でございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出予算でございます。款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費につきましては5,144万1,000円を計上し、前年度比3,793万7,000円の増額を見込むもので、増額の要因といたしましては、節12委託料の新設によるもので、初めに、節01報酬及び節08旅費は、説明欄記載の人件費等に係る所要額を見込み、次の節10事業費では、前年同様の計上で、次の節12委託料は3,910万3,000円を見込み、説明欄記載のストックマネジメント計画策定業務委託は、東京都の指導により小河内処理区及び奥多摩処理区の各施設について長期的な視点のもと、下水道施設の老朽化に備え、施設の点検、詳細調査を行い、従来の対症療法型から施設の損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型への転換を図り、修繕コストの縮減及び予算の平準化を目的といたしました長寿命化修繕計画を策定するため2,435万8,000円を見込むもので、次の経営戦略策定業務委託は、国及び東京都の指導により下水道事業を将来にわたり安定的に継続するため、長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測に基づく投資額の設定を行う投資の試算や下水道料金や一般会計繰出金の水準の見直しなど財源試算等について10年間の計画策定を行い、経営状況の可視化や経営基盤の強化を図り、住民サービスの向上に資することを目的として策定するもので、497万2,000円を見込み、次の下水道使用料徴収事務委託は、これまで委託料を奥多摩処理区の維持管理費に計上しておりましたが、小河内処理区に係る使用料徴収事務も含まれていることから、予算科目の整理を行い、01一般管理費の節12委託料に556万3,000円を計上するもので、次の小河内処理区台帳作成業務委託は、紙ベースによる小河内処理区の台帳情報を電子データ化することで、下水道施設の維持管理業務の効率化、高度化を図るとともに、施設の長寿命化修繕計画に情報を反映することを目的に作成するもので、421万円を計上、次の節13使用料及び賃借料は、前年同様に見込み、次の節18負担金・補助及び交付金につきましては、

説明欄記載の内容で前年同額を計上し、節 26 公課費では、下水道会計に係る消費税及び地方消費税を前年同様に 1,160 万円計上するものでございます。

次に、9 ページをお開き願います。目 02 維持管理費では 1 億 4,843 万 8,000 円を計上し、前年度比 1,449 万 3,000 円の減額を見込むもので、内訳として、初めに、01 維持管理費（小河内処理区）では 9,601 万 4,000 円を計上し、前年度比 227 万 4,000 円の減額を見込むもので、節 10 需用費では 1,452 万 3,000 円を計上し、01 消耗品費は、高分子凝集剤等の薬品の購入を見込み、02 燃料費は、庁用車燃料費を前年同様に見込み、05 光熱水費は、小河内浄化センター及びマンホールポンプ等の電気料を前年実績に基づき計上し、06 修繕費は、国道 411 号丹三郎地区及び原地区の舗装改修工事に伴うマンホール蓋のかさ高調整 8 カ所を見込み、節 10 全体で前年度比 23 万 8,000 円の増額を見込むものでございます。

次の 11 役務費では 107 万 7,000 円を計上し、01 通信運搬費等は、小河内浄化センターの中央監視装置の機器更新に伴い、マンホールポンプ等を含め、電話回線通信から無線の携帯電話通信に変更したことに伴い、前年度比 79 万 1,000 円減の 86 万 1,000 円を計上し、02 火災保険料等は、説明欄に記載の内容で前年同額を見込むもので、節 11 全体で前年度比 79 万 1,000 円の減額を見込むものでございます。

次の節 12 委託料では 7,759 万 2,000 円を計上し、説明欄記載の処理場・管渠施設維持管理委託は、人件費の改定により 23 万円の増額、次の水質検査委託は、人件費の改定に伴う検査項目単価の上昇に伴い 76 万 6,000 円を増額、次の処理場電気管理委託は、人件費の改定により 2 万円の増額、6 つ目の電気・機械設備点検整備委託は、点検内容の精査により 323 万 7,000 円を減額し、他の委託業務は前年同様で、節 12 全体で 220 万 7,000 円の減額を見込むものでございます。

次に、10 ページをお開き願います。節 13 使用料及び賃借料は、前年同様に計上し、次の節 14 工事請負費は、管渠等に係る緊急時の補修工事費を前年同様に計上し、17 備品購入費では、小河内処理区の維持管理備品を前年同様に計上し、27 公課費の重量税につきましても前年同様に見込むものでございます。

次に、02 維持管理費（奥多摩処理区）では 5,242 万 4,000 円を計上し、前年度比 1,174 万 9,000 円の減額を見込むもので、節 10 需用費では 1,913 万円を計上し、01 消耗品でマンホールポンプ制御盤に係る消耗品及び無線通信によるポンプの稼働状況を伝達する無線局免許の更新に要する収入印紙の購入を計上し、05 光熱水費は、マンホールポンプ及びグラインダーポンプの電気料を前年実績により計上し、06 修繕費では、マンホー

ルポンプ及びグラインダーポンプの修繕費を前年同様に見込むものでございます。

11 役務費では 111 万 6,000 円を計上し、説明欄記載の通信運搬費及び賠償保険料を前年同様に計上するもので、次の節 12 委託料では 1,277 万 8,000 円を計上し、説明欄記載の各委託業務について前年同様に見込むもので、前年、奥多摩処理区に計上されていた下水道使用料徴収事務委託を予算科目の整理で一般管理費の委託料に計上したことに伴い、節 12 全体で 658 万 4,000 円の減額を見込むものでございます。

次の節 13 使用料及び賃借料では、東京電力柱の共架料を前年同様に計上し、節 14 工事請負費では、管渠等に係る緊急時の補修工事 200 万円を前年同様に計上するもので、次の節 17 備品購入費では、奥多摩処理区の維持管理備品として前年同様に計上するものでございます。

次の 11 ページをお開き願います。節 18 負担金・補助及び交付金では 1,709 万 7,000 円を計上し、説明欄記載の流域下水道維持管理負担金は、東京都流域下水道本部からの通知により負担金 1,691 万 2,000 円を計上し、前年度比 578 万 8,000 円の減額で、他の負担金は前年同様の計上でございます。

次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費では 2,387 万 8,000 円を計上し、前年度比 535 万 6,000 円の減額を見込むもので、内訳といたしまして、01 下水道事業費（小河内処理区）では 845 万 9,000 円を計上し、前年度比 201 万 8,000 円の減額を見込むもので、節 02 給料から次の 12 ページをお開き願います。節 08 旅費までは人件費等で、所要の額を見込み、次の節 14 工事請負費では、前年同様に 100 万円を計上し、公共柵設置工事 2 カ所を見込むものでございます。

次に、02 下水道事業費（奥多摩処理区）では 1,541 万 9,000 円を計上し、前年度比 333 万 8,000 円の減額を見込むもので、節 02 給料から節 08 旅費までは、人件費等で所要の額を見込み、次の節 10 需用費では 31 万 9,000 円を計上し、前年同様に、消耗品及び車両燃料費、車両修繕費を見込むもので、節 11 役務費では、車両に係る諸費用及び保険料を前年同様に計上し、次の 13 ページをお開き願います。節 14 工事請負費では 500 万円を計上し、公共柵設置工事 10 カ所を見込み、節 18 負担金・補助及び交付金では 395 万円を計上し、説明欄中段の多摩川上流流域下水道建設負担金は、東京都流域下水道本部からの通知により 384 万 5,000 円を計上し、他の負担金は前年同様の計上で、次の 26 公課費は、車両に係る重量税を計上してございます。

次に、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 01、事業 01 浄化槽市町村整備推進事業費では 2,801 万円を計上し、前年度比 206 万 5,000 円の増額を見込むもので、節 10 需用

費では、01 消耗品の精査により 44 万円の減額、06 修繕費は、浄化槽関連機器の修繕費で実績を勘案し、50 万円を増額し、次の節 11 役務費では 913 万 6,000 円を計上し、前年度比 81 万 2,000 円の増額を見込み、浄化槽管理基数増加に伴う法定検査手数料及び浄化槽清掃料の増に対応するもので、節 12 委託料では、709 万 4,000 円を計上し、前年度比 3 万 2,000 円の減額を見込むもので、説明欄記載の保守点検委託は、実績により 3 万 2,000 円を減額し、浄化槽整備事業実施設計委託は、前年同様 200 万円を計上し、2 件の合併処理浄化槽設置工事の設計業務を見込むものでございます。

次の 14 ページをお開き願います。節 14 工事請負費では 670 万円を計上し、前年度比 130 万円の増額で、放流管布設工事及び浄化槽設置工事で、それぞれ 2 件の工事を見込むものでございます。

次の節 18 負担金・補助及び交付金では、説明欄に記載の内容について前年同様に見込むものでございます。

次に、款 03 公債費、項 01 公債費、目 01 元金、01 長期債元金は 3 億 2,950 万 4,000 円を計上し、前年度比 532 万 1,000 円の増額を見込むもので、説明欄記載の各長期債元金を計上するものでございます。

次に、目 02 利子、01 長期債利子は 4,866 万円を計上し、前年度比 405 万 4,000 円の減額を見込むもので、説明欄記載の各長期債利子を計上するものでございます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01、事業 01 予備費につきましては 61 万 9,000 円を計上し、予算調整を踏まえ、前年度比 18 万円の増額を見込むものでございます。

次に、16 ページをお開き願います。特別職給与明細書でございます。下水道事業に係る委員報償費、委員報酬費でございますが、平成 31 年 3 月末で下水道事業推進員の活動が終了したことに伴い、比較の欄において職員数 16 人の減、報酬で 16 万円の減となるもので、令和 2 年度は、水道事業運営委員の報酬を見込むものでございます。

次に、17 ページをお開き願います。一般職給与費明細書でございます。上段の表、左から 2 つ目、職員数は 2 名でございます。給与費では、比較の欄で左から 2 つ目の給料は 107 万 8,000 円の減額、次の職員手当は 48 万 6,000 円の減額、職員手当の内訳は、下表をごらんください。扶養手当は 7 万 2,000 円の増額、下段の期末勤勉手当は 45 万 6,000 円の減額、地域手当は 8 万 1,000 円の減額、退職手当組合負担金は 17 万 3,000 円の減額、児童手当は 6 万円の増額、時間外勤務手当は 20 万円の増額、通勤手当は 10 万 8,000 円の減額を見込んでおります。

上の表にお戻りいただきます。右から 3 つ目の給与費計は 156 万 4,000 円の減額とな

り、共済費は 48 万 1,000 円の減額で、合計で 204 万 5,000 円の減額を見込むものでございます。

次のページ以降は、給料及び職員手当の明細でございますので、後ほどご参照をお願いいたします。

次に、最後のページの 24 ページをお開き願います。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計の欄でご説明させていただきます。初めに、前々年度末現在高が 39 億 7,543 万円で、次に、前年度末現在高見込額は 36 億 5,979 万 9,000 円で、次に、当該年度中起債の見込額はございません。次に、当該年度中、元金償還見込額は 2 億 9,502 万 3,000 円で、次に、当該年度末現在高見込額は 33 億 6,477 万 6,000 円を見込んでおります。

以上で、議案第 31 号の説明を終わらせていただきます。

○委員長（石田 芳英君） 以上で、議案第 31 号の説明は終わりました。

次に、議案第 32 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 議案第 32 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予算実施計画でございます。病院事業収益につきましては 5 億 100 万円で、前年度比 700 万円減の予算となっております。収入につきましては、項の 1 医業収益の目 1 入院収益が 1 億 8,108 万 2,000 円で、前年度比 1,012 万円減で、これは備考欄記載のとおり、一日平均入院患者数を前年度より 2 名減の 22 人で見込み、一人一日当たりの診療単価は、前年度実績により見込んでおります。

次に、目 2 外来収益につきましては 9,740 万 6,000 円で、前年度比 403 万 9,000 円の増で、前年度実績により見込んでおります。内訳は、備考欄記載のとおり、奥多摩病院及び峰谷・日原診療上の外来患者数を一日平均で 51 人で見込み、年間 1 万 2,393 人、時間外の外来患者数を実績から 623 人と見込み、それに訪問看護の患者数 1,531 人を合わせた合計 1 万 4,547 人に一人一回当たりの診療単価の見込額 6,300 円を乗じた 9,164 万 6,000 円で見込み、それに訪問看護分をここに記載のとおり実績から見込んだ 576 万円を合計し、9,740 万 6,000 円となっております。

次に、目 3 その他医業収益につきましては 3,632 万 2,000 円で、備考欄内訳の室料差額収益、公衆衛生活動収益は、前年同様に見込んでおります。

2 ページをお開きください。その他医業収益の医療相談収益、受託検査施設利用収益、その他医業収益につきましても前年同様で、備考欄記載のとおりでございます。

次に、項の2 医業外収益でございますが、1 億 8,609 万円で、前年度比 42 万 1,000 円の減となっております。目の1 受取利息及び配当金の預金利子は、実績から1 万円で見込み、2 都支出金の都補助金は 7,551 万 1,000 円で見込み、次の3 ページ、都委託金は、平成 28 年7 月から東京都認知症疾患医療センターの指定を受けており、その委託料として 782 万 6000 円を見込んでおります。

都支出金の合計は 8,333 万 7,000 円で見込んでおります。

次に、目の3 他会計補助金の一般会計補助金は 8,000 万円で、前年度同額の計上となっております。

目の4 患者外給食収益は、病院職員等が食べる給食代で、実績から 144 万円を見込んでおります。

次の目5 長期前受金戻入 1,805 万 3,000 円は、平成 26 年度から公営企業会計基準の見直しにより、みなし償却制度の開始に伴い計上することになったもので、償却資産取得のために交付を受けた補助金分を減価償却するその当該年度分を長期前受金戻入として収益に計上するもので、前年度比 42 万 1,000 円の減となっております。

次の6 その他医業外収益の不用品売却収益、電話使用料、その他医業外収益は、前年同様に見込んでおります。

次の項の3 特別利益の 10 万円は、過年度分入院収益修正益及び過年度分外来収益修正益で、前年度と同額で見込んでおります。

4 ページをお開きください。支出でございますが、病院事業費用につきましては5 億 100 万円で、病院事業収益同様に、前年度比 700 万円減の予算となっております。内訳といたしまして、目1 給与費では3 億 2,960 万 9,000 円で、前年度比 4,645 万 3,000 円の増となっております。報酬は 5,057 万 1,000 円を会計年度任用職員人件費として計上しております。給料は1 億 1,486 万 7,000 円、前年度比 84 万 4,000 円の減となっております。職員数に増減はありません。手当は、年間の所要見込みで1 億 559 万円、前年度比 123 万 4,000 円の増となっております。次の賞与引当金繰入額については、前年同様に見込み、1,654 万 1,000 円を計上しております。5 ページをお開きください。法定福利費につきましては、所要見込みで 4,204 万円、前年度比 360 万 5,000 円の減となっております。

次の目の2 材料費でございますが、4,790 万 4,000 円で、前年度比 9 万 6,000 円の減となっております。薬品費、診療材料費、給食材料費とも実績により見込んだものでございます。

次に、目の3 経費でございますが、8,821 万円で、前年度比 5,163 万 2,000 円の減とな

っております。減額の主な理由については、臨時医師、看護師等臨時職員を会計年度任用職員制度に移行したことによるものです。それぞれの内容でございますが、福利厚生費、報償費、旅費交通費、職員被服費は、実績により前年度同様に見込んでおります。次の消耗品費は、実績により 245 万円、光熱水費のうち水道料は 180 万円、電気料は 684 万円、下水道料は 126 万円で、それぞれ実績で見込んでおります。燃料費につきましては、実績から 504 万 5,000 円、前年度比 12 万 2,000 円の減で見込んでおります。

6 ページをごらんください。食糧費、印刷製本費は、前年度と同額で見込み、次に、修繕費は 205 万円、前年度比 95 万円の減で見込み、次に、役務費は実績から 28 万 5,000 円、前年度比 49 万円の減で見込み、次に、保険料は 100 万 7,000 円で前年度同様に見込み、次に、賃借料は 1,621 万 9,000 円で、前年度実績から 17 万円減で見込んでおります。

7 ページをお開きください。通信運搬費につきましては 85 万 4,000 円、対前年度比 9 万 1,000 円の増で、実績により見込んでおります。次の委託料につきましては 4,703 万 9,000 円で、前年度比 4,914 万 9,000 円の減で、主な減額については、週末の臨時医師と医師当直業務等委託料を会計年度任用職員人件費として報酬に組み替えたことによるものです。主なものとしては、備考欄の一番上にある給食業務委託料 1,988 万 5,000 円、これは、入院患者さん等の食事の調理業務委託料を見込んだものです。そのほかの委託料については記載のとおりです。次に、諸会費から雑費につきましては、実績により備考欄の記載のとおり前年同様に見込んでおります。

8 ページをごらんください。目の 4 減価償却費につきましては 2,929 万円で、前年度比 145 万 2,000 円減となっております。

次の目 5 資産減耗費、目 6 研究研修費につきましては、前年同様に見込んでおります。

次に、項の 2 医業外費用でございますが、431 万 6,000 円、前年度比 10 万 1,000 円減で見込んでおります。内訳につきましては、目 1 支払利息の企業債利息は、償還計画表に基づき 14 万 9,000 円減の 96 万 6,000 円、目 2 患者外給食材料費は、職員等が食べる分の給食材料費で 4 万 8,000 円増の 184 万 8,000 円で見込み、3 雑損失は、前年度同額で見込んでおります。

9 ページをお開きください。目の 4 消費税は、実績により前年度同様に 150 万円を見込んでおります。

次の項の 3 特別損失につきましては、過年度損益修正損の入院損失、外来損失は、前年度と同様に見込んでおります。

項の 4 予備費につきましては、予算調整により 57 万 1,000 円を計上したものでござい

ます。

10 ページをお開きください。資本的収入及び支出についてでございます。

まず、資本的収入でございますが、総額で 700 万円、前年度同額で、すべて町からの出資金となります。令和 2 年度は、補助対象を予定している医療機器等がないため皆減となっております。

11 ページをお開きください。資本的支出でございますが、総額で 1,485 万 5,000 円、前年度比 264 万円増で見込んでおります。内容でございますが、項の 1 建設改良費の目 1 建物及び附帯設備工事費は 510 万円で、内訳は、病棟等改修工事費用として 200 万円、病院施設維持補修工事費 100 万円で、新規では南氷川郵便局先にあります看護師住宅の外壁等の改修工事費用として 210 万円を見込んだものです。

次に、目の 2 固定資産購入費は 490 万円で、そのうち備品購入費 400 万円については、備考欄記載のとおりです。次に、医療機械購入費は 90 万円で、エックス線画像診断装置、レントゲンを撮影した画像を見るための装置を更新するものです。

次の項の 2 企業債償還金の 485 万 5,000 円は、目の 1 企業債償還金の備考欄記載にある平成 7 年度分病院急患部分改築事業償還金となり、償還計画表に基づくものです。

なお、資本的収支について収入額が支出額に不足する額の 785 万 5,000 円につきましては、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金にて補てんを行う予定でございます。

12 ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書は、1 年間の現金収支の状況を示したもので、減価償却費など、実際に支払っていない支出も含めて、その年度に現金が幾ら残るのかを見るというものになります。住民やサービスの利用者に経営状況を的確に情報提供することが可能となるというものでございます。この最下段の 7,000 万円が次年度へ繰り越す資金の見込み額となるものでございます。

13 ページをお開きください。財務諸表を作成するに当たり必要な注意事項を記載したもので、内容は記載のとおりで、説明は省略させていただきます。

14 ページをお開きください。給与費明細書ですが、給与費と法定福利費の合計額は、ページ中段の比較欄のとおり 4,675 万 3,000 円の増となっております。主には、前年度まで委託料で計上していた臨時医師、臨時職員分を報酬に計上したことによる増となります。表の下段は、手当の内訳を示したものでございます。

次の 15 ページから 22 ページまでのそれぞれの明細等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、23 ページから 26 ページまでは、令和 2 年度予定貸借対照表、27 ページから 28

ページは、令和元年度の予定損益計算書、29 ページから 32 ページまでは、令和元年度の予定貸借対照表となっております。それぞれの表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 32 号の説明を終わります。

○委員長（石田 芳英君） 以上で、議案第 32 号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 50 分から再開いたします。

午前 10 時 36 分休憩

午前 10 時 50 分再開

○委員長（石田 芳英君） 休憩前に引き続き予算特別委員会を再開します。

これより一昨日の本委員会第 1 日及び本日の説明を受けた各議案の質疑を行います。

なお答弁、説明者をお願いします。歳入の質疑であります。歳入の項目及び質疑によっては、歳出と関連する、または、対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために歳出のページを示した上で歳出も含めて一括で答弁、説明をお願いします。

また、質問される委員をお願いします。ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1 回の質問につき 3 項目までとさせていただきます。答弁漏れなく理解を深めるためにもご協力をお願いします。

それでは、議案第 25 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算の歳入の質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。7 番、澤本幹男委員。

○7 番（澤本 幹男君） 13 ページなんです。森林環境税の基金ということで積み立てをされて、128 ページでも同額出資して基金に積み立てているんですけど、去年は 1,300 万ということで、当初は何に使うということを考えていないということで基金に積み立てるということなんですけど、今後何かお考えがあるのか、あったらちょっと教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（石田 芳英君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7 番、澤本委員さんからの質問にお答え申し上げます。

歳入のほうですと 13 ページの一番に上段のほうになってきますけれども、目の 01 森林環境譲与税に関連するご質問でございます。こちらにつきましては平成 31 年度、令和元年度から予算計上させていただいているものでございます。こちらにつきましては前年度 1,300 万のところ、令和 2 年度につきましては 2.1 倍ということで 2,730 万円を計上させていただきました。こちらにつきましては予算の説明のときにも申し上げているところでございますけれども、国としましては災害防止、国土保全機能強化等の観点からということで、森林整備を一層促進するためという趣旨のもとで、前倒しということで増額となっております。一般の方から森林環境税という形は令和 6 年度からということで、まだ先ではございますけれども、それに先んじてということで、こちらの環境譲与税のほうが始まっているところです。

以前のご質問の中でもその活用についてということをご質問いただきました。スタートに当たってということで、当町が非常に 2 万 1,000 ヘクタールを超える山林があるという中で、なかなか 1,300 万程度ですと、人件費と少々というところで活用が尽きてしまうということで、町長のほうからも答弁申し上げているところですが、これを数年、ちょっと積み立てさせていただいて、その時点でそれまでに並行して町として森林整備のためにどういうことができるのかということに関係機関を含めて検討させていただきまして、一定の額になったところで打ち出すということと同時に、また、いわゆる山を持っていない都心部の自治体もあるわけですが、そういうところも、逆に言うと、町のほうでこれだけ必要なんで、ぜひ支援なり、活用をお願いしますということで呼びかけとか、東京都のほうもある程度国からも入ってきますので、そういうところの支援も含めてということで進めていきたいとは考えております。

国のほうの方針で、2.1 倍というような交付見込みということではありますけれども、2 年目ということで、これを足してもまだ 4,000 万程度というところですので、もうしばらく積み立てをさせていただいて、議員さんのほうからもいろいろ働きかけをしていただいているところは重々承知しているところでございます。町としましてもこれだけ森林に囲まれた町ですので、当然おざなりにしているというわけではなくて、逆に大きい山林面積だからこそ、よく内容を検討して、長期的なことになるでしょうから、地固めをして進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はございませんか。5 番、木村圭委員。

○5 番（木村 圭君） 5 番、木村です。

44 ページお願いします。雑入の中に木質バイオチップの売払収入、それと、その下に

09 で東京都環境公社補助金ということで、ここにもバイオマス推進事業ということで 84 万 6,000 円出ています。支出のほうで、134 ページ、142 ページで説明をいただきまして、下水道局のほうでチップをもう使わないと。あと、もえぎの湯のほうも使わないというような説明を伺ったかと思うんですけど、それにしても収入のほうは昨年と同額というような組み方をしていますけど、何か理由があるんでしょうか。教えてください。

○委員長（石田 芳英君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5 番、木村委員さんからのご質問にお答えいたします。

歳入の 44 ページ、雑入の木質バイオマスチップ売払収入 116 万 6,000 円の計上と、その下の 09 の東京都環境公社補助金ということで、こちらと同じく木質バイオマス推進事業費のほうに充てておりますけれども、84 万 6,000 円ということで計上させていただいております。歳出との絡みということでございます。

先日、チップ製造工場のほうの稼働停止ということと、それに伴いまして、もえぎの湯のバイオマスボイラーは一たんここで停止をさせていただいて、灯油でしばらくはやらせていただくというご説明をさせていただいたところでございます。収入のほうは歳出ベースより多く見込んでいる理由というご質問ととらえておりますけれども、木質チップ製造工場の稼働停止ということで、3 月というのが見えていたところなんですけれども、もえぎの湯のバイオマスボイラーが何としても稼働ができないかということで検討していた部分もあります。予算要求の時期が昨年の秋から始まっているということで、まだ令和元年、平成 31 年度予算と同額で一応組ませていただいて、予算はそのベースで組ませていただいて検討は進めていたというところでございますが、いろいろ町がチップ製造工場をやった場合の見込みとかをしていると、かなり大きな町の持ち出しが出てしまうということから、3 月 31 日をもってチップ制度が終了することに伴いまして、もえぎの湯のバイオマスボイラーも一たん停止という判断をさせていただいたということでございます。予算のほうは、当初予算に反映するのが間に合わなかったというところもございますので、補正予算のほうで、この補正予算の時期がいつになるかというところは今後ありますけれども、補正予算のほうで予算のほうは調整をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。10 番、宮野亨委員。

○10 番（宮野 亨君） 10 番、宮野です。

31 ページの農林水産事業費都補助金の中で、中段の説明欄の中段、農産物獣害防止対策事業費補助金、これ大丹波と聞いたと記憶しているんですが、何か所ぐらいですかね。

1カ所か、何カ所かちょっとわかりましたら教えていただきたい。

○委員長（石田 芳英君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10番、宮野委員からのご質問にお答えをいたします。

ページでいきますと、31ページ、農林水産業費都補助金のうちの説明欄中段でございますが、農作物獣害防止対策事業補助金ということで309万5,000円の計上ということになります。こちらのほうは補助率2分の1ということで、こちらの中のメニューが歳出でいきますと、農作物有害鳥獣対策事業費ということで122ページのほうになります。こちらの中にありますけれども、補助の対象のメニューということになると、害獣侵入防止対策事業ということで、ワサビ田用の防護ネットの事業の補助、また、警戒システムの整備、追い払いの事業、また、警戒システムの機材の整備の事業というものと、あとは有害鳥獣捕獲等の支援事業ということで、123ページの17備品購入費がございますが、こちらのほうのくくりわな、捕獲檻、こちらの購入のほうに充当していいという補助金のほうになります。ワサビ田用の防護ネット事業ということで、歳出側では、ちょっと内訳になってしまいますが、150万を予算の中では見ております。こちらは具体的にどこに設置するというのがまだ決まっておりますので、また、ワサビ栽培組合等と調整しながら進めていきたいと思っております。

以上となります。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。11番、高橋邦男委員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

25ページをお願いします。都支出金の中の総務費都補助金、市町村総合交付金について2点ばかりお尋ねいたします。

この市町村総合交付金、歳入の中でも約22%ぐらい、非常に大きな財源になっておりますけれども、特に町が実施している事業だとか、施策に対して認められたものに補助金がつくという部分もあると思うんですけれども、特に、今回、町のほうでアピールして計上していただいたものがあれば、それについてちょっとお話をしてほしいと思います。

それともう一点は、初めて出てきたと思うんですけれども、政策連携枠という項目があるんですが、それについても説明をお願いいたします。

以上、2点お願いします。

○委員長（石田 芳英君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 10番、高橋委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

25 ページ、上段でございます都の支出金補助金の中、市町村総合交付金についてということでございます。当初予算のベースではございますけれども、令和2年度は15億円ということで計上させていただきました。説明の中でも申し上げたところでございますけれども、昨年度の比較では1億円減ということでございます。令和元年度、平成31年度につきましては、かなり大型の事業もあったということで、いわゆるハード事業に充当したいというような要望も含めて16億円という数字を計上させていただきました。令和2年度につきましては、それを平常化に戻すというようなところで15億円でございます。

当初予算の段階では、内訳としましては4項目載せてございますが、ほぼ総額の枠をまず確保するというを前提に計上させていただいております。まちづくり振興割というところがいわゆるハード事業建設関係とかに使うものですが、このあたりはほぼ平年ベースということで5億円というところで、あとは下の地域特選事業枠であるとか、後ほど申し上げます政策連携枠といったところで振り分けをして、残った部分は財政事情割等というところの計上方式をとっているところでございます。

当初予算についてはまずそういう状況でございますけれども、ここで東京都のほうからも令和元年度のほうの総合交付金のほうも決定ということございまして、交付決定の通知が届いたところでございます。こちらにつきましては16億8,754万7,000円ということで、当初予算を大きく上回る交付をいただいたところでございます。

こちらの決定額の中での部分という話になりますけれども、これにつきましては令和元年度、特に10月の災害があったという部分があって、これについては復旧・復興の特別交付金という部分が主にはこれから算定で交付という予定にはなっておりますけれども、ただ、それは事業に対して充当するというのがメインになりますので、逆に、補正予算でもちょっと申し上げたところでございますけれども、指定管理施設使用料が減収になるとか、そういうこともありましたので、そういう部分を訴えたりとか、また、今後、事業的各観光面で落ちるんじゃないかというようなことも含めて要望させていただきました。そういった中で、知事が特別に認めるものという項目がありまして、その中でかなり数億円いただいたという部分がございます。

それから、例年申し上げております経営努力割の部分がございまして、こちらにつきましては徴収関係ということで、例年、住民課のほうで頑張らせていただいているところでございますけれども、こちらについても39団体中1位ということで、経営努力割のほうで大きく成績を上げていただいております。

そのほかにも人事給与、あるいは歳出削減という項目もございます。ちょっとこの部分

については、ちょっとポイントが低いというところではございますけれども、大きい部分ではやはり徴税努力というところは大きく認められているというところがございます。

ただし、東京都のほうでも 39 市町村に対して交付するものであって、目的としましては一般財源の補完ということでございますので、今回、非常に大きい額をいただいているところではございますけれども、東京都からも歳入についてはかために見てくださいということで例年言われておりますので、堅実な財政運営を図っていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の政策連携枠のお話です。これは、当初予算の段階では初めてということになります。ちょっと補正予算では個々には出ささせていただいてはいるんですけども、これも現在の小池都知事のほうで始めた事業でございまして、待機児童対策、それから、電気自動車の購入、それから、消防団活動の充実ということで、3項目について需要があればそれに使ってよいというようなお話でございます。

町のほうでも待機児童の部分ということで、いわゆる待機児童はいないんですけども、児童に関する部分ということで若干交付をいただいております。また、電気自動車の購入ということで、実際にはPHVというプラグインハイブリッドの車両を今2台ほど、1年に1台ずつぐらい入れさせていただいておりますけど、これにまた使うということで乗せさせていただいております。

それから、消防団活動の充実ということで、今までにも総合交付金で充当させていただいていたんですけど、特に今回の政策連携枠では23区内の装備に近づけるというような意味合いがありまして、どちらかというハードというよりソフトに近いような装備品になりますけれども、そういうものに使っていくというような意味で、これらを含めて今回の予算では600万円ということで計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 再三にわたってお話ししておりますけれども、市町村総合交付金については、あくまでも今回、令和2年度の予算に関しまして、ここ4年間にわたって15億円交付してもらっております。幸いにしてといたしますか、先ほど企画財政課長が申し上げましたように、内々示というか内示をいただきました。そういう点では16億8,754万7,000円、前年に比べまして1億3,070万1,000円という額であります。

この内示も数年前から知事が直接、市町村長に連絡があります。再三にわたってお話ししているように、事務ベース上の基本的な部分、今回の令和2年度予算の歳入の見込みと

というのは4年間にわたって、うちは15億円組んでおります。ある意味では、それは努力目標であります。努力目標でありまして、それが東京都から示された基準によって数値をやったという話ではなくて、あくまでも町自身が将来にわたって一般財源の不足をする、あるいはこういう事業に充当したいというもくろみを見ながら歳入を見ておるとというのが実態でございまして、そういう点では、ここ4年間15億円を堅持しておりますので、一方では20億円の市町村総合交付金は伸びておりますから、そういう伸びを含めて、実際には私はもっと組めと言ったんですけど、実際に組む側からすると、一番確実な方法で組むということでございまして、平成元年度は16億円を組んで、実際には、また最後にお願いを申し上げますけれども、専決をやらせてもらおうと思っただけなんですけれども、8,600万ほど上乘せがあったという状況でございまして、この辺が皆さん一番わからない部分があると思うんですけども、そういう点では、再三にわたって私は申し上げておりますけれども、これはルールによってもらえるお金ではありませんよという認識を持ってもらいたい。ルールによって町が足りないからくださいよということではなくて、うちが目標を立てて、そういう努力をしていった結果、最終的な内示があると。ですから、全くわからないんです、3月になるまで。恐らく一般の都政新報、あるいは新聞等でも今公表されています。それから、東京都のホームページも公表されておると思いますが、西多摩郡の中では一番市町村交付金を額を確保しているという実態はご存じいただけるのではないかなというふうに思います。

実際に個々の市町村の額が全部出ていますから、檜原では約8億円ぐらい、また、日の出でも8億ないし9億でございまして、それに比べれば、そういう比較なり、物の見方をさせていただければありがたいなど。そういうことが私自身、あるいは職員がいろんな意味で努力した結果が最終的に内示されるというふうにご理解いただければ、我々も仕事をしていてよかったなということでございますので、これをもらうためにルールがあって、どうなんだという部分、最低限のルールはあります。最低限のルールは、均等割だとかいろんなものがありますけれども、それではなくて、そうでない部分が非常に多い部分ですから、そういうところの議論とその評価、あるいは見方をきちんとしていただければ、私としては幸いです。そういう見方をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

38ページの款17寄附金の中の一般寄付金、ふるさと納税寄付金が2万円というふうな減少になっておりますが、歳出の55ページの12番の委託料の中の、ふるさと納税業務

委託で 40 万というふうになっております。2 万円という数字はちょっと少ないかなと思ったので、積算の根拠を教えてくださいというのが 1 つと、もう一つ、33 ページの都支出金の中の教育費都補助金、中段のちょっと下の地域未来塾推進事業補助金というのがございますが、課長のほうからのご説明があったかと思えますけど、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（石田 芳英君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3 番、相田委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

ページが 38 ページ中ほどになろうかと思えますけれども、寄附金の部分ということで、ふるさと納税寄附金が説明欄に載せてございます。こちらにつきましては 2 万円ということで、歳出の業務委託料の 40 万円とつり合わないのではないかとということで、歳入の積算の根拠ということでございます。

こちらにつきましては例年、一般寄附金の部分を含めてですけれども、このような同額で載せさせていただいております。過去にも予算特別委員会のほうでもご質問いただいているところではございますけれども、現在のふるさと納税の返礼品ですけれども、平成 29 年度から見直しをしまして現在の形となっております。同時にまた、観光協会のほうへ返礼品調達と送付というような手続をとっていただくために業務委託を開始しているところで、歳出の 40 万円というのは観光協会で行っていただく部分ということでございます。

ふるさと納税は、全国規模で展開されているところでございますけれども、大きいところでは本当に億を超える収入が見込まれて、非常に潤っているという状況でございますけれども、町のほうでは、3 月補正のほうでは大分増額がありまして、ふるさと納税寄附金の部分で 170 万円を超えるような今状況となっておりますけれども、これも 30 年度は 80 万円ということで、29 年度が 67 万円、28 年度が 35 万円ということで、徐々にではあるんですけども、増えてはきております。

ただ、この寄附金という部分なんですけど、財源として見させていただければ一番いいんですが、ただ、非常に不確定な部分がございますので、町としましては、いわゆる先ほどの総合交付金の部分ではないんですけども、歳入欠陥、欠けてしまうとちょっと取り返しがつかないということもありますので、あくまでも科目存置ということで、窓開けというようなことでこのような数字を載せさせていただいております。ですので、ふるさと納税寄附金をいただいているんですが、これをいわゆる歳出の業務委託の財源として使うと

いう状況には予算上はまださせていただいていないというところです。ただ、これも今ここで3年目を迎えましたので、制度見直しをして、ちょっと来年度以降、ことしの状況にもよるんですけども、若干あけてもいいのかなというところも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） これは予算の立て方の問題なんですけれども、歳入予算は、少額であっても歳入することはできます。歳出予算は、ちゃんと予算を組んだ中でないと、議決してもらった後は支出はできません。したがって、今、企画財政課長が言いましたように、窓開けをして、それで受け入れる部分には、それが100万来ようが、50万であろうが、議決を窓開けをした場合には歳入は受け入れることができるというふうに決まっておりますから、そういう窓開けのシステムの問題でございまして、そういう理解をしていただければありがたいなというふうに思います。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 3番、相田恵美子委員の2つ目の質問にお答えします。

地域未来塾推進事業補助金の詳細な内容ということですが、こちらは3分の2補助で80万4,000円ということですが、歳出のほうは163ページ、01報酬の会計年度任用職員報酬の職員20名分の中に含まれておりまして、こちらの内容ですが、小学校の教育支援員、スクールサポートスタッフ、外国語青年招致事業指導助手、図書支援員、教育相談室の職員等が含まれておりまして、この中に放課後英語教室の講師の費用もございます。こちらが6,000円を21日、11カ月ということで138万6,000円見込んでおります。3分の2ですと、この数より多くなってしまいますが、こちらは上限がある関係で120万6,000円がその補助対象ということで、その3分の2で80万4,000円となっております。

実際の活動内容でございますが、放課後英語教室につきましては、コミュニケーションスキルの一つとして英語を話す力、聞く力、読む力、書く力をつけさせ、さまざまな国の人々と英語でコミュニケーションが図れ、広く国際的視野を持った子どもを育成するため、町単独で今までやっていたものでございますが、このたび地域未来塾の補助金が使えるようになりましたので、補助を受けるようになったものでございます。実施は、週3回小学校で学年別に週を変えて行っております。原則として1学年月1回30分程度で月2回程度実施しているものでございます。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。2番、森田紀子委員。

○2番（森田 紀子君） ページが35ページ、歳入の部分で、ツキノワグマ緊急対策委託金として412万7,000円計上されておりまして、歳出の部分で、ツキノワグマの生息状況として368万2,000円計上されております。その差額は何の部分で使われているか教えていただきたいと思うんですけども。

○委員長（石田 芳英君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、森田委員からのご質問にお答えいたします。

ツキノワグマ緊急対策事業の歳入と歳出の差ということで、何に使われているかというご質問かと思えます。こちらにつきましては122ページ歳出側で、先ほどお話がありました委託料として368万2,000円ということで計上がございます。歳出と歳入との差なんですけれども、こちらにつきましては、その上の10の需用費、消耗品費がございまして、こちらの部分で、例えば捕獲の檻の中に入れるえさだとか、そういった部分に使えるような形で歳入のほうの項目の中でありまして、委託料のほかは需用費の消耗品費の中に含まれているということで、イコール10分の10という形になりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第25号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第25号の歳出の質疑を行います。歳出は、款別に幾つか区切って行います。初めに、款の1議会費、款の2総務費について質疑を行います。質疑はありませんか。4番、小山辰美委員。

○4番（小山 辰美君） 小山でございます。

56ページと57ページ、2件質問させていただきます。

1件目の56ページの中段に、旧レイクサイド奥多摩建物管理補助業務、これはもう大分古くなっていると思います。もう10年ぐらい前に、旧東芝の跡地、建物だと思うんですけども、両方で80万という金額があるんですが、これはもう10年以上たっていて800万になっていると思います。この土地、建物をどのように使うのか、今後の予定をお聞かせください。

そして、もう一点は聖火リレーのことなんですけれども、聖火リレー事業費が 500 万入っております。前回、まだ詳細はわかっていないというお話でしたが、弁天橋から奥多摩駅前経由して長畑までのコースなんですけれども、大体 30 分ぐらいですか、40 分ぐらいですか、11 時半ごろから 12 時 15 分ぐらいまでだと思えるんですけども、この 500 万円の使い道、大ざっぱでいいんですけど、まだ情報が入ってないということを伺ったんですけども、ある程度わかれば、これを教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4 番、小山委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

まず 1 点目でございます。56 ページの財産管理費の中の節で 12 の委託料です。この中の 3 項目め、4 項目めになろうかと思えます。旧レイクサイド奥多摩建物管理補助委託、それから保安管理業務委託ということで、合わせて 80 万を超えるというような中で、建物、あるいは土地の活用としてはというところでございます。こちらのほうは旧東芝の保養所ということで町が取得をしております。こちらのほう実費徴収金のほうであるんですけども、携帯電話の基地局がございまして、そちらのほうで地域の携帯電話用のアンテナということで立てております。これが約 30 万弱ぐらいということで収入が毎年入ってきております。

それから、歳出の部分ということでございますけれども、この管理補助業務委託につきましては、タンポポさんのほうで働いている方の支援という意味合いもあるんですが、そういったところの清掃業務とかを行っていただいております。また、実際に建物の中としましては、今ですと古里診療所が指定管理で始まっておりますけれども、ちょっと中の備品の入れかえとかもありまして、そういうものを倉庫的に使ったりとかということで、そのほか町の一時保管場所とかというようなことで活用を続けている状況でございますので、ご理解のほうをいただきたいと思えます。

また、2 点目の聖火リレーの部分でございます。こちらにつきましては 58 ページになりますか、中段です。聖火リレー関連事業費 500 万ということでございます。説明のほうでもまだ非常に内容が詰まっていないというようなことでございますけれども、歳出では 500 万ということで載せさせていただいております。こちらにつきましてはちょっとまだ内容がはっきり確定ではないんですけども、聖火リレーやる場合にボランティアさんの関係のベストであったり、あるいは帽子であったり、暑さ対策の費用とか、あるいは保

険という部分がございます。

それから、ミニセレブレーションというお話をさせていただいたかと思うんですけども、奥多摩駅前でちょっとセレモニーをやるというところで、出演予定団体に対しての謝礼であるとか、また、その際にはやっぱり音響機材が必要になっているということで、これについては東京都のほうで一括して購入をしていただけるということなんですけど、それについては各市町村さんで負担金を組んでくださいということですので、そういう音響機材の負担金分というようなもの、あとは備品関係とかいうところでもろもろという状況でございますけど、現状としましては 500 万円ということで組んでございます。

それで、歳入のほうが予算の中では今、オリ・パラ機運醸成事業補助金ということで、歳入の 43 ページ、東京都市長会の助成金ということで現状 200 万円を組ませていただいております。こちら 10 分の 10 ということで、令和元年度につきましては機運醸成ということで、小・中学生に対して、わさび一入りのオリンピック・パラリンピックの機運醸成のクリアファイルだとか、事務用品のようなものをもう既に作成しているというところでございますけど、これの助成金を令和 2 年度も使わせていただくということでございませうけども、現状、予算では今リレーのほうへ入れさせていただいておるんですけど、これとは別に、東京都の本体のほうからリレー用のまた補助金が来るということですので、この辺も交付決定が明らかになってくれば、ちょっと組み替えをさせていただきながら、2 分の 1 ということなんですけども、オリンピックの場合は、その補助を活用をしながら、組み替えをしながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（石田 芳英君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 今の小山議員さんからのご質問、企画財政課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、旧レイクサイドにつきましてはもう少し補足説明をさせていただきます。

以前に議会でもたびたびこの建物を将来的にどうするのかというご質問ございまして、実は、水道局の水源 100 周年のときに、改めて河村町長から対岸に 12 キロのいこいの路というのを水道局造っていますけれども、ダムサイドから山のふもとまで歩いて 12 キロの距離があります。ちょうど旧東芝の保養所は、出っ張っている入り江になっているんです。対岸のいこいの路との一番距離が短いところで、その地点がちょうど 12 キロのうちの中点の 6 キロ地点に当たります。ぜひ町の将来的な観光振興のために、ドラム缶橋ではなくて、水位に関係のないつり橋を造ってくれということで、河村町長のほうから強く水道局長のほうに要望をして、いまだにその要望については継続しております。

つり橋を造るとなると、当然、橋台とワイヤーの引っ張りをしなきゃいけない。相当頑固な基礎だとか、そういったアンカーとか打たなきゃいけないし、この旧東芝の保養所の場所につきましては、つり橋を造る構造物に適しておりますので、つり橋のバックヤードとして使っていきたいということで町のほうでは考えております。

まだこの要望については実現はしておりませんが、引き続きダムや町の総体的な観光振興のために、ぜひ東京都のほうには、つり橋を継続して要望してまいりたい。その間は、今、タンポポさんのほうで社会参加だとか、情操教育のために旧東芝保養所レイクサイドにつきましては、清掃等お願いしております、引き続きこの夢が実現するまでの間につきましては、小河内地域のよもやの避難場所にもすることができますし、耐震化はできておりませんが、その点につきましては含めて有効的な活用を継続して図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（石田 芳英君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 小山委員から、そんなにお金かけるのどうするんだという、多分そういうことだと思うんですね。今、企画財政課長から幾つか言いましたけれども、東京都のほうから非常に機運醸成、それから、そういう部分に関してはそれぞれが特徴を持った催し物を考えてくださいと。そういうものは財源手当てはしますよということでもありますので、必ずしも 500 万使うということじゃないんですけれども、500 万ぐらいの限度の中で、実際には 200 万と 2 分の 1 ですから、450 万来るわけですから、それを有効的に使って、町の持ち出しが実際には 500 万の事業やったとしても 50 万ですから、そういう点で、住民皆さんがこれからまだオリンピックが来る、来ない、一回見られるか、見られないかということなんで、いろんなことを考えていきたいと。例えば沿道に大勢出てきた人の安全をやるためにどうしたらいいか、あるいは、町が持っている太鼓だとかいろんな部分がありますんで、そういうものを含めてやったときに、500 万ぐらいあれば、とりあえず皆さんが納得してもらえそうな事業ができるんじゃないかなという予算組みでございまして、歳入に見合う限度額を 500 万ぐらいかなというふうに見積もりをさせていただいたところでございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。8 番、小峰陽一委員。

○8 番（小峰 陽一君） 8 番、小峰です。

まず 53 ページなんですけど、例規集システム使用料というのがあるんですけど、ちょっとこれ内容がわかったら教えてください。

それから、次の 54 で、ホームページ音声読み上げ機能使用料とその下の時事通信 i J

AMPライセンス使用料というのちょっと内容を教えていただきたい。

○委員長（石田 芳英君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 8番、小峰委員のご質問にお答えさせていただきます。

例規集のシステム使用料でございます。こちらは195万8,000円の計上ということで、主にですけれども、例規集のデータの検索ということで、検索、編集、システムの利用についての使用料ということで、こちらで例規集の検索が見られるということと、目次の検索から始まりまして、その中では検索機能ということで例規の設定、改正の年月日だとか、件名中に含まれる用語だとか、設定、改正番号、条例の規則、種別等が検索できるシステムを使用料として払っているものでございます。

続きまして、54ページのホームページの読み上げの部分でございます。こちらにつきましては計上額が13万2,000円ということで、視覚障害者の方にも紹介するため、この読み上げボタンを押すことによって見出しを音声により読み上げて紹介することができるサービスでございます。

次のiJAMPライセンス使用料でございますけれども、こちら66万円の計上ということで、こちらは中央省庁ですとか、地方自治体の動向の毎日の速報についての行政情報を官庁速報として掲載されてございます。主に町の中では理事者と課長職20名分が登録されているという利用料でございます。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。8番、小峰陽一委員。

○8番（小峰 陽一君） 3つ目の質問をさせていただきます。地域おこし協力隊が、たしか予算組んであって、たしか任期が来ると思うんですけど、その後の対応というのはどのように考えていますでしょうか。

○委員長（石田 芳英君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8番、小峰委員さんからご質問です。

60ページということでよろしいでしょうか。60ページの中の(03)地域活動協力事業費でございます。こちらにつきましては説明欄にもございますけれども、地域おこし協力隊員3名分の経費ということでございます。

ご質問の趣旨といたしましては、任期満了になるという見込みの中で、今後どうするかという状況のお話かと思えます。先日の一般質問の際にも、1番、伊藤英人委員さんからも質問いただいて、その中でもお答えをしているところではございますけれども、予算的には1点としましては61ページ、18のほうの負担金・補助及び交付金の中で、3つ目

の項目でございますけれども、地域おこし協力隊の起業支援補助金ということで、合計で300万円を予算計上させていただいております。こちらにつきましては国の制度に基づいてということで、任期は、これは国の決まりでございますので、3年間ということで決まっておるんですが、その後、この地域に定着していただける場合は、その起業に伴う補助金を出すことができるということで上限も1人100万円となっているんですけども、これを措置をさせていただいております。

地域おこし協力隊の現在の3名については、小河内振興財団を中心に活動していただいております。主たる活動の目的は小河内地域の振興ということでございます。今、観光産業課のほうで事務取扱のほうはさせていただいておりますけれども、月例で打ち合わせを行って、令和2年度の事業計画というようなものも今詰めているようでございます。また、それぞれに小河内振興財団のためにもということで、先日も申し上げましたけれども、温泉のもとというんですか、入浴剤を開発したりとか、また、場合によって水耕栽培なんていうことも今やり始めたりしております。また、隊員の中には、猟友会に入っていたりということで、あるいは得意分野でもありますけれども、ホームページを作ったり、三者それぞれ個性ありまして、方向性としてはやはりこの町でやっていきたいというような意向はあるようでございます。ですので、それに向けて支援できる分はしたいということが1点と、今後についてという意味で、今後、地域おこし協力隊を新たにとかという部分もあるかと思っておりますけど、これについては、以前もちょっと申し上げておりますけれども、地域からこういう部分で困っているというところで、職員が直接できればいいですけど、なかなか定員管理の関係もありまして、そこまで手が回らないという中で、地域おこし協力隊員の特性を生かして、地域の支援とかができるようになってくれば、またそういう部分も考えてまいりたいというふうには思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（石田 芳英君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、小峰委員から将来どうするんだということだと思っておりますね。これは非常に重要なことございまして、実際に今回の協力隊員についても、相当応募していただきました。この3人をとるのに何人か。それで、当初は1名というふうを考えていたんですけども、面接をした結果、非常に意欲がある協力隊員でありましたので、3名を採用させていただきました。特に、小河内地域の振興という意味で、小河内に全部張りつけて今、活動してもらっています。活動内容については今、企画財政課長が幾つか言いましたけれども、それ以外にも、もう一度峰谷川の釣りの復活であるとか、維持管理であるとか、そういうものをもう少ししっかりしてもらいたいという部分も含めて、とりあ

えずは今、3名が小河内を中心に行っているんですけども、これもある意味では、交付税の特別交付金が充当できますから、これを有効的に活用しない手はないなというふうに私は考えてます。

したがって、3年間終わった時点では、できれば町に定着して残ってもらいたいということで、今回の予算の中には支援をするための仕組みを予算化させてもらいました。以降、来年の3月31日で任期が満了になるわけですので、内容を精査しながら、できれば今の私の考え方としては、何人かまた新たに活動をしてもらう人を募集して、確保して町のために協力してもらいたいなというふうには考えております。

近々の檜原の例で申し上げますと、檜原では地域協力隊員が、全部じゃないんですけども、実際にはやった人たちが自分で起業して地域に住んでいるという実態がございますので、そういう方向に持っていけるような協力隊員になってもらいたいなということで、基本的には継続して、何人協力隊を採用するかということは別にして、基本的には私自身は継続していきたいなというふうに思っています。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤由香里委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

59 ページになります。電子計算開発費の中の、西多摩郡町村電算共同利用システム更改委託で、これ7ページの継続費の中でも2年度と3年度で1億410万円ずつ組まれていると思うんですけど、以前、都議会でも質問がありましたけれども、新地方公会計システムのための予算なのかどうかというところと、以前、議会で質問されたときに、業者を指定して進めてまいりますというご答弁だったと思うんですけど、今の進捗状況とか、中身が、内容が決まっていたら教えてください。

○委員長（石田 芳英君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤委員のご質問にお答えいたします。

59 ページの西多摩郡の共同電算利用システムでございます。こちら1億410万円ということで計上させていただいておりますけれども、こちらにつきましては、当初、予算説明のときに西多摩郡の共同電算ということで、4町で行っているのは、住民情報系システムということで、税ですとか、戸籍ですとか、福祉系の関係でございます。この部分で特に住民系のシステムについては住民の記録ですとか、登録ですとか、戸籍内容ということで21システムを現在運用しております。その中プラス個別で運用しているものが住宅使用料ですとか、財産管理使用料、また、学校給食システムですとか、し尿管理システム等がございます。

現行としましては、21 システム、町で単独4システムを現在運用しておりまして、これ次期改正でございますけれども、8システム、8システムは、介護審査システムですとか、児童手当システム、子ども・子育てシステムですとか、8システムを追加して、また、町単独用のシステムでは、こども医療システムを追加して 29 システムと町単独では5システムということで、合わせて 34 システムを令和3年の 10 月までに更新、構築、または移行という形で組み立てられている費用でございます。

合計は、合計と申しますか、継続費の2カ年の合計は 206 ページで企画財政課長のほうから説明をしておりますけれども、2億 820 万円という形で、その半分が令和2年度で構築、移行費という形で組み立てられています。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。1番、伊藤英人委員。

○1番（伊藤 英人君） 先日の一般質問でもあったんですけども、まちづくり委員会のお話なんですけど、60 ページです。一般質問の中のお話では、まちのイベントを集約したようなサイトをつくろうという動きがあるようなんですけれども、そういった予算は、今、組み立てられている状況でありますでしょうか。お願いします。

○委員長（石田 芳英君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 1番、伊藤委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

60 ページでございます。中段（02）地域振興対策事業費のところのまちづくり委員会に関する予算でございます。先日、一般質問の中のご答弁の中でも観光イベント等、集約したウェブサイトの構築というようなお話をさせていただきましたが、この部分については令和元年度のほうの予算で既に動いているというような状況でございます。令和2年度につきましては、委員会の自主事業という部分では 50 万円のほうになってくるんですが、そのサイトのいわゆる継続するための必要な運用経費であるとかというところを若干見込んでいたというような状況でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の1議会費、款の2総務費の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石田 芳英君) 異議なしと認めます。よって、午後1時0分から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○委員長(石田 芳英君) 休憩前に引き続き予算特別委員会を再開します。

議案第25号、一般会計予算の歳出の質疑を続けます。

次に、款の3民生費、款の4衛生費について質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大澤由香里委員。

○6番(大澤由香里君) 6番、大澤です。

77ページの社会福祉総務費の中の低所得者・離職者対策事業費の事業の内容について教えてください。

○委員長(石田 芳英君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊池 良君) 6番、大澤由香里委員のご質問にお答えいたします。

低所得者・離職者対策事業費というのは、受験生チャレンジの貸付金事業ということで、社会福祉協議会のほうに委託している事業でございます。実際には社会福祉協議会で相談員ということで、そちらの人件費に充てられている部分でございます。

以上となります。

○委員長(石田 芳英君) ほかに質疑はありませんか。2番、森田紀子委員。

○2番(森田 紀子君) 森田です。

80ページの成年後見制度利用支援事業費があるんですけども、この内容についてお教えいただきたいのと、よその市町村では中核機関というのを作っていると思うんですが、奥多摩町では今後作る予定があるかどうかお伺いしたいと思います。お願いします。

○委員長(石田 芳英君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(菊池 良君) 2番、森田紀子委員のご質問にお答えします。

成年後見制度利用支援事業補助金というのは、こちらにつきましては町内で成年後見の制度を利用される場合に、後見人を立てる場合、例えば弁護士さんとか、そういった方を利用する場合に、低所得者で弁護士費用を払えない人、そういった方のための補助金ということで設定しております。

それと2つ目の質問で、中核機関等の関係ということでご質問いただいたんですが、今まさに成年後見制度は認知度が低いということで、広げるようにということで国からいろ

いろなPR、また、研修を含めましていろいろ行っている状況でございます。ただ、問題もありまして、大きな都市ではよろしいんですけど、当町のように、小規模な町村におきましては、なかなか利用する頻度とか、あとは市民後見人を立てなさいという部分も出てきているんですが、町ではなかなか町民からそういった後見人になれる方、人材不足の部分もありますので、今後検討して考えていきたいということで、市町村の集まり等でそういった協議も行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、成年後見制度につきまして若干、私自身が全国町村会の代表として成年後見制度の委員をやらせていただいております、今の状況でございますけれども、できるだけ成年後見制度を大勢の人たちが利用して、町も今やっていないわけではないんですけども、首長申し立てということで、町長に申し立てをしたときに、それをさっき言った支援の問題も含めてやっております。

しかし、国自身は、もう少し枠を広げて、司法書士や弁護士だけではなくて、市民も含めた人たちが後見人、あるいは保佐人になるような方法はないかという議論を今、弁護士会、司法書士会、それぞれ最高裁等々委員の中に加わってもらって議論をしているところでございます。

今の議論の中で、全国町村会の基本的なスタンスとしては、なかなか中核市を最初作ろうという、必須の法律なり何なりを作ろう、政令を作ろうという部分がございます、それはやめてほしいと。小さな町村ではとても専門的な知識を持っている人がいるわけではないので、その負担をどうするのか。国が全額持って、そうした場合に対応してもらえらるんであればいいけれども、専門的な職員もいないし、そういう点で、今、私自身が全国町村会の代表として主張しているのは、そういう部分をやるときにはきちっと内容を精査してほしいと。そうしないと、23区、あるいは26市のようなところは、そういう部分をつくって対象者が多いけれども、町村の場合には、年間に何人かしか出てこない部分で、そういう専門的な職員を置くという、その負担が大きいので、しっかりと議論をするよう検討してほしいという要望をしております。

中核市の場合には、特にいろんな意味で専門職が必要でございますので、今、最終的には、家庭裁判所に裁判官の申請をして、そこで許可をもらうという制度でありますから、報酬問題等も含めてやっておりますので、一概に中核的な機関をつくれればいいという話ではなくて、全国的にはいいところもあるでしょうし、町村みたいな小さいところは、それを

つくったことによって財政負担なり、職員は必要とするんで、そういうのはしっかりと国のほう、あるいはこの委員会の中で議論してほしいという要請をしております。

まだ中間の報告はできておりませんが、東京大学の名誉教授の大森先生が座長でございまして、50人ぐらいの委員の中でそういう議論をして、私は町村の代表として、今申し上げたような意見を述べております。今の時点ではまだ成文ができておりませんので、審議の途中であると。その部分を今、お話をさせていただきました。

したがって、成年後見制度は、条例、法律等含めて議員の皆さんにその部分から抜かしてもらった。要するに、その人は特別の人じゃないよと、一般の人と同じ人だということによって条例でも全部のかしてもらいましたが、その議論がまさに始まっているという状況でございますので、最終的には、その議論が定まった段階で国にきちっと答申をして整理をしていくという途中の段階であるというふうに理解をしていただければありがたいというふうに思っております。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。1番、伊藤英人委員。

○1番（伊藤 英人君） 社会福祉費なんですけども、86ページです。人にやさしい道づくり整備事業なんですけども、自分の臆測なんですけども、手すりとか、ガードレールとか、そういったものに使うお金だと思うんですけども、最近の状況だと猿が道端にいたり、ツキノワグマが家の近くにいたりという状況ですので、そういった獣害、獣害というか、けものが集落に立ち入ることを防ぐための、そういったものにも使えそうな予算であるのかということを確認させていただきたいと思っております。お願いします。

○委員長（石田 芳英君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 1番、伊藤英人委員さんのご質問にお答えいたします。

こちらの人にやさしい道づくり整備事業につきましては、社会福祉費の都の補助金のほうで、こちらが財源となっております。福祉の関係の予算ということでとらえていただければと思います。

施設の対象は、手すりとか、階段の保守とかそういったものになります。自治会のほうに依頼をしまして、自治会から出てきたものにつきまして、私どものほうで精査しまして設置しているもので、個人の部分につきましては福祉の住宅改修等、そちらで行うわけなんですけども、こちらの部分につきましては、自治会を通していただいて公共の道の整備というような手すりとかそういうことになりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。7番、澤本幹男委員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

82ページから83ページになりますが、老人福祉費ということで、高齢者向けに非常に多額のお金が出ているということでございます。町は、若者向け住宅とか、いろんな若者向けの推進をしている中で、高齢者の方から、高齢者に対して町はどうしているんだというようなご意見を聞いたときに、非常に出ているということがわかりづらい面があると。3年前ですか、29年のとき、私が若者向けと高齢者向けで、実際の金銭的にどうなのと質問して、お答えは後でいただいたときに、高齢者向けが4億2,000万、若者向けが4億200万ということで高齢者が多かったんですね。そういう意味で、3年たっていてどうなのか。本当に高齢者にいっぱい本当にお金が出ているんで、わからない部分があるんで、議員としても、若者だけじゃないと、高齢者に非常に町は厚遇しているんだということも知っている意味で、一覧表みたいなものをもしいただけたら、きょうじゃなくていいんで、後日でもいいんで、いただくとわかりやすいと思います。非常に若者も頑張っているんだけど、高齢者も非常に厚遇しているということをやっぱり議員も知ってなきゃいけないんで、そういう意味では、ペーパーでもいいし、きょうじゃなくて後日でもいいんで、示していただければありがたいなと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（石田 芳英君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 7番、澤本委員さんのご質問にお答えいたします。

令和2年度当初予算におけます少子化対策事業予算と、高齢者対策事業予算との比較ということでございますが、私どもも平成29年度に作成した表をもとに、概算ではあります。算出現在はしております。概算と申し上げますのは、平成29年度の作成した表と事業も若干変わっておりますので、まだちょっと内容も精査したいと思いますので、概算ということでこの場では報告させていただきます。

申し上げますと、高齢者対策事業費が約5億円となっております。少子化対策事業費は、土木費の若者定住のほうの推進の事業費約5,000万円を入れまして、約4億6,000万円という数字になっておりまして、差が約4,000万ということでございます。この辺につきましてはまた精査をして、もう一度精査し、確認した上で、委員さんが言われましたとおり、後日書面で、前回同様な形で提出をさせていただくということで、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。11番、高橋邦男委員。

○11番（高橋 邦男君） 11番、高橋です。

衛生費のほうで 107 ページです。予防費の健康づくり推進事業費というところなんですけど、健康づくりに関する事業のところなんですけど、前にも質問したんですけど、再度になりますけど、申しわけありません。健康づくりという面は、だれにも一番大切な健康に関してのあれなんですけども、町としてもいろんな事業を実施していると思います。結構手厚い事業を実施しています。保健推進員の事業であるとか、あるいは健康相談、あるいは食育講習会ですか、そういうものもやっているし、あと体協とか、スポーツ推進委員のほうでもいろいろスポーツ関係、運動関係でいろいろやられているんで、もしかしたらほかの市町村よりも手厚いというか、いろいろなきめ細かい事業を実施しているなという印象はあるんですけど、ただ、住民皆さんにとってまだまだ定着していないという部分、参加者にしても固定化されているということをお聞きしましたけれども、やはり、人間にとって一番大切な健康づくりなんで、そのまとめ役としてここにも書いてありますけど、健康づくり推進協議会ですか。やはりここがまとめ役になって、関係する団体の協力で何か町としても一本の健康づくりに関する事業を広げていったほうがいいかなと思うんですけど、質問なんですけど、健康づくり推進協議会、まとめ役というふうに思っているんですけど、実際にはそれに至っていないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（石田 芳英君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 11 番、高橋委員さんの質問にお答えいたします。

現在、健康づくり推進協議会は、ここ直近では食育推進協議会と一緒にやって会議を行っております。健康づくりに関しましても、食育に関しましても同じような内容が出てくるということで行っている状況でございます。主に保健推進員活動の報告とか、食育関連の報告を行った後に、いろいろこれから行っていくことも考えていかなければならないと思うんですけど、特に、森林セラピー健康づくりとか、そういった事業も通じまして、いろいろ今、検討をしているところでございます。

また、さまざまな行事におきまして保健師が中心となって住民の中に入っていきまして、いろんな情報交換を行い、これから特に介護予防フレイル予防につきまして今問題となっておりますので、こういったことも話し合っていく、会議の中でいろいろ検討して、これからできることを行っていきたいと思っております。

特に、こちらの介護のほうと連携しまして、コロナ感染症対策で自粛ムード、外に出られない方もいらっしゃるということで、健康づくりの係と介護のほうの係で話し合いました、今、10 時にラジオ体操も流していますので、これからもこういった自粛ムードじゃないときにでも、こういったことができるよう協議会の中でも、また、課の中でも話し合

っていきたいと思います。検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の3民生費、款の4衛生費の質疑を終結します。

次に、款の6農林水産業費、款の7商工費、款の8土木費について質疑を行います。質疑はありませんか。1番、伊藤英人委員。

○1番（伊藤 英人君） 伊藤です。

143 ページ、観光費の中の工事請負費。済みません、2つ質問がありまして、奥多摩小屋解体工事と川乗山登山口バイオトイレ撤去工事に関して、この2つです。奥多摩小屋については解体するというお話をお伺いしましたが、大切な場所にある重要な施設だと思いますので、これまでのデータなどがあつたらお聞かせ願いたいと思いますのと、あと、今後の展望、再建されるのか、その後どうなるのかについて伺いたいことと、バイオトイレに関しても川乗山も奥多摩小屋と同様に人気のある場所です。トイレを撤去した後、その後の展望はどうなるのかについてもあわせて伺いたいと思います。よろしく願います。

○委員長（石田 芳英君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤委員さんからのご質問にお答えいたします。

2点ございまして、1点が奥多摩小屋の解体工事ということで、今までのデータというようなことでお話がありました。

まず、奥多摩小屋につきましては、昭和34年に建設がされております。建設以来多くの登山者にご利用いただきましたが、建設から約60年が経過いたしまして、老朽化が非常に著しいということで、修繕を行いながら運営を続けてまいりましたけれども、特に平成26年の大雪のときの被害が非常に大きなものということで、奥多摩小屋を運営していくのが安全面からも非常に厳しいというような状況でございました。その中で、平成28年10月に国の環境省、都の環境局、都水道局、警察、消防、町観光協会、町の関係課によりまして、雲取山の奥多摩小屋の活用懇談会というものを開きまして、経過報告や小屋の現状等の説明をさせていただくとともに、町といたしまして奥多摩小屋の解体と周辺施設を含む閉鎖の考えを伝えたところでございます。その後、意見交換等も行っております。その後、平成29年9月に第2回、平成30年2月に第3回の懇談会を開催させていただ

きまして、関係者と協議のほう進めてまいりましたが、利用者の減少と施設の老朽化が著しいというようなことから取り壊しをせざるを得ないということで、建て替えや今後の維持管理費等のこともあるんですけれども、予算的なものも含めて町では現実的に難しいということで関係者のご理解をいただきまして、平成 31 年 3 月 31 日で閉鎖をすることを決定させていただきまして、その 1 年前から約 1 年間かけて周知を行って閉鎖ということでさせていただいております。

データの的なもので行きますと、閉鎖前の状況でございますけれども、平成 30 年につきましては 4 月から 12 月までというところでございますが、利用者が 3,799 人、小屋の利用が 134 人、うち小屋が 134 人、テント泊が 3,665 人という状況でございます。その前の年は 2017 年の雲取イヤーというような状況もあって利用者が 4,801 人、小屋が 292 人、テント泊が 4,509 人というような状況でございます。5 年前ですか、26 年度のときに小屋が 361 人というような状況でございます。平成 26 年 361 人の小屋の利用者がいたんですけれども、最終的な 30 年については 134 人ということで、やはり利用者が減少しているというような状況も解体に向けた検討した一つの要因にもなったという状況でございます。

今後の展望というようにお話もいただいておりますが、奥多摩小屋につきましては、関係者による懇談会の中でも、環境面、安全面等からも重要な役割を持っていた施設という共通認識はありました。取り壊し後には何らかの対応が必要ではないかというような意見も出ておりましたので、町といたしましては東京都へ奥多摩小屋跡地の活用についての要望のほうを現在もしているところでございます。

令和 2 年度になりますけれども、国都町の関係機関で奥多摩小屋の跡地周辺の今後の活用について打ち合わせを持つということで、4 月になろうか、5 月になろうかというところでございますけれども、現在そういう予定を立てております。

そういったことから、現時点では詳細はまだ決まっていないという状況でございますので、この場で今後の展望を申し上げさせていただくことはちょっと控えさせていただきたいと考えております。

今後、具体的なお話がまとまって、できる段階に来ましたら、また、ご説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、川乗のバイオトイレの部分でございます。こちらにつきましては、平成 22 年度に東京都の地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金ということで、10 分の 10 の補助をいただいて整備をした施設でございます。こちらにつきましては自然河川を利用して、

小水力発電ということで、電力がないところにトイレを設置するというもの、また、バイオトイレということで、環境に配慮したトイレを先進的な事例ということで整備をさせていただいております。

しかしながら、自然水利を使用するというのもございまして、冬場の水不足により水量が安定しないというような問題、また、大雨や台風などによる影響が非常に大きくて、電力の安定しないというところもありまして、稼働停止となることが非常に多かったという状況でございます。

また、トイレの容量が1週間で420回ということで、一日当たりになると60人という容量のトイレでございました。設置後の登山ブーム、また、山ガール等の登山ブームがありまして、多いときには、カウンターつけているんですけども、ゴールデンウィーク、5月のときには約1カ月で4,000人を超えるような、その登山道を通じたというようなカウンターの数値もございますので、ちょっと容量的に非常に難しいということで、なかなか安定的に稼働ができていなかったということでございます。

登山道に今までなかったトイレを設置して、使用できた人には非常に好評であったんですけども、トイレが稼働しないで閉められたままというような状況が続いてしまったことによって、逆に多くのクレームの要因になってしまったという状況がございます。

町のほうでも、途中で簡易トイレを設置することや、一時保留機能を持たせる改修を行うなど、ご指摘もいただいたところもあるので、検討はしたんですけども、根本的なバイオマストイレの活用という課題解決には至らないという状況から、今回、撤去という形で予算計上させていただいたところでございます。

なお、この件につきましては東京都環境局のほうの補助金を活用させていただいている部分と、自然公園というところもございますので、今後のトイレのあり方という部分も含めて東京都の関係機関とは協議をさせていただいております。都としても百尋ノ滝を含む、委員さんからもお話があった非常に人気の高いコースということで、東京都でも承知はしているということもございますので、都としても撤去後に何らかトイレは設置が必要ではないかというようなお話もいただいておりますので、今後、撤去後には東京都環境局のほうには、ぜひトイレの設置をしていただきたいということで要望のほうはさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 伊藤委員のご質問にお答えします。

多分、委員が言っている部分は、観光立町を標榜しながら、大勢の人が利用している施設をどうして撤去するんだということだと思います。今、観光課長お話ししましたけれども、これは過去に東京都で都民体育大会の登山大会ができたときに、東京都の補助を得て奥多摩小屋をつくりました。それ以降、山の管理をしていただく方がおりましたものですから、何とかその管理をしていただく部分で、とんとんぐらいでずっとやってこられたんですね。それ以降、雲取に対しては非常に多くの人々が来ているんですけれども、宿泊する人も含めて泊まる人はほとんど奥多摩小屋で利用しております。そういう点で、1つには、これを変えていくときに、国や都の補助があるのかどうかという問題が1つ。それからもう一つは、一体自然公園は、どこの責任で、どこの負担でやるのかなというふうなところに私は原点に戻りました。そういう点では、町の貴重な財源を使って、その費用を町の予算で使うのはおかしいんじゃないかという主張をして、本来ですと、自然公園法の全体的な予算というのは、国が出すのはもちろんでございますけれども、東京都自身が自然公園法を遊歩道、それからそういう施設やるのは原則的に東京都の仕事であり、東京都自身がお金を出すべきだというのが私の主張であります。したがって、今回、何年かかかりましたけれども、町としては、廃止をします。それはだれが管理するのか。町の管理ではないんだろう。町の管理ではなくて、お金と管理をやるのは東京都だろうというところから出発しております。紆余曲折がありましたけれども、そういう町の主張は、今、基本的には理解してもらっています。

しかし、利用する側からは言えば、町がつくったものなんで、町がさらに作ってもらいたい、それをやってもらいたい、そういう要望も来ております。来ておりますけれども、私自身の考え方は今申し上げたとおりですから、それ以降は、東京都がきちんとやってほしいと。それを職員には詰めなさいと。そういうのは理にかなわないではないかと。

極端なこと言いますと、東京都には自然公園と、それから都市公園があります。都市公園は全額予算東京都が持っています。自然公園の中でも、そういう部分では御岳の遊歩道でありますとか、それから、それ以外の登山道等も含めて、これは全部その部分というのを自然公園を管轄している東京が費用を持つのが正論ではないかという主張しております。しかし、過去に長くやってきたもんですから、お互いに話を進めながらやっていかなきゃいけないということで、何年かかけながら少しずつ壊したり、それからもう一つ詰めていこうと。現在、私自身が報告を受けているのは、あそこを全体的に全部壊して、テントサイトで使おうじゃないかという話が出ております。その維持管理は町がするのではなくて、東京都がきちっとやると。そういう状況でございます、利用する側と、それを管理維持

する側、特に町の場合には、もちろん一定のお金を出しても、観光客の皆さん、登山者の皆さんに来てもらっているようですから、それはそれでいいんですけども、都自身が一銭も出さないでやるというのは、それは理不尽じゃないかという今、議論を展開しているところでございます。

したがって、私自身の理論としては、今言った理論でございますので、そういう部分を含めて職員に今、詰めさせているという状況ですので、ご理解いただきたいと思いません。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田由美子委員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

142 ページの商工費の中の観光用公衆トイレ総合清掃委託と、その下の観光トイレ清掃委託、どう違うんでしょうか。教えていただきたいと思えます。

○委員長（石田 芳英君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、相田委員さんからのご質問にお答えいたします。

142 ページの一番上の観光用公衆トイレ総合清掃委託という部分、また、その下の観光トイレ清掃委託という違いということでお話ございました。上の観光用公衆トイレ総合清掃委託というものは、クリーンキーパーの方が受け持っているトイレということで、奥多摩総合開発さんのほうに委託をかけておりますが、20カ所のトイレを専門の研修を受けてこられたクリーンキーパーの方に清掃していただいている部分、これが総合清掃委託ということになります。

その下の観光トイレ清掃委託という部分につきましては、こちらは7カ所ございますけれども、自治会だとか、近隣の個人の方に清掃していただいているという部分で、水根沢の駐車場だとか、峰谷バス停のトイレ、川野の駐車場のトイレ、深山橋のトイレ、留浦駐車場のトイレ、川乗のバイオトイレも含めてありますが、あと日向のトイレというようなところでクリーンキーパーの清掃と、あとそのほかということで区分けをさせていただいているということをご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。10番、宮野亨委員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

135 ページの都補助林道開設事業費の中の中段、西川線林道立木伐採工事で、この間の説明では100メートル間で200本、200本は今どのくらいで買い上げているか、もしわかればいいです。教えていただければ。一本単価がわかればありがたいなというところなんです。

○委員長（石田 芳英君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 10 番、宮野委員のご質問にお答えをさせていただきます。

これは、伐採業務を工事として契約をさせていただいて現場で作業をいただいているものですから、現場条件等々含めて個別ケースということで、決まった単価の設定というのはなかなか難しいということでございます。

ただ、その上で目安としてということでご理解いただければというところで、おおむね一本当たり 6,000 円から 7,000 円は費用を要するかなというところで、これはあくまでおおよそということで、正確な数字ではないという前提のもと、ご理解をいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。8 番、小峰陽一委員。

○8 番（小峰 陽一君） 小峰です。

124 ページなんですけど、真ん中辺の観光用ワサビ田管理委託、それから食肉加工施設の管理運営委託、ここはどのぐらいの作業量があったのかどうかということと、ワラビの栽培の状況はどうなんでしょう。3 点お願いします。

○委員長（石田 芳英君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8 番、小峰委員さんからの 3 点の質問ということで、観光用のワサビ田の管理委託ということで、こちらにつきましては寸庭橋の手前のトイレがあるんですけど、その下に設置された観光用のワサビ田ということで、見学できるような形にしております。ちょっと作業量というようなところでご質問がございましたけれども、その作業量、済みません、手元に今年度の作業量の部分のデータがございませんので、ちょっと後ほどお答えさせていただければと思っております。

次に、食肉処理加工施設の部分でございます。こちらにつきましては、令和元年度、こちらは 2 月末までの状況ということでございますけれども、ニホンジカにつきましては搬入個体数が 107 頭という状況でございます。食肉処理量につきましては 333.6 キログラムという状況でございます。販売は 281 キログラムということで、約 100 万円の販売がございました。ちなみに 30 年度につきましては、ニホンジカの捕獲数が 126 頭のうち、施設搬入頭数が 88 頭という状況でございます。食肉処理量につきましては 317.4 キログラムという状況でございます。

次に、ワラビ栽培管理委託ということで、状況ということでございます。こちらについては峰谷のいら畑でございます、過去に放牧場等として活用していた場所でワラビの栽培

ということで、一般財団法人の小河内振興財団のほうにワラビ等の栽培管理業務委託ということで委託をしているところでございます。こちらについては平成 28 年度から 30 年度までの実績でございますけれども、ワラビにつきましては 720 本、タラノメにつきましては 300 本、コシアブラにつきましては 130 本の植栽ということを行っております。そのほかには下草刈りだとか、そういった管理も含めての委託でございます。今年度につきましては、これから植えつけ等を行うということで、まだ詳細なデータが出ておりませんが、同様な形でワラビ、タラノメ、コシアブラ、こちらのほうを植えていきたいという考えでございます。

しかしながら、なかなか根つきが悪い部分もございまして、思うようには栽培ができてないというようなところもございます。しかしながら、ワラビも植えてから約 3 年ぐらいはかかるというような状況もございますので、小河内振興財団のほうと栽培管理委託ということで、引き続きこちらのほうの管理を進めていきたいと考えております。

そんな中で、奥多摩地域振興財団のツアーでワサビの摘み取りツアーというものも実際、今年度も実施しておりまして、非常に好評ということもございますので、このひら畑のワラビの栽培管理というところで、今後、うまく展開ができればというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の 6 農林水産業費、款の 7 商工費、款の 8 土木費の質疑を終結します。

次に、款の 9 消防費、款の 10 教育費、款の 11 災害復旧費、款の 12 公債費、款の 13 諸支出金、款の 14 予備費について質疑を行います。質疑はありませんか。11 番、高橋邦男委員。

○11 番（高橋 邦男君） 11 番、高橋です。

教育費のほうです。182 ページお願いします。一番上なんですけども、文化会館の管理費とあります。その中の委託料です。2 年前ぐらいからでしたっけ、文化会館のほう管理委託を木村奨学会さんのほうへお願いしていると。この委託の業務内容、範囲というか、それを 1 つ教えてほしいと思います。

それともう一つは、それに関連してなんですけども、社会教育係が本庁のほうへ戻ってきたわけなんですけども、1 つは住民サービスの向上というのがあると思います。それともう

一つは、町側の業務の効率化というんですかね、そういう部分もあると思うんですけど、実際にこちらのほうに社会教育係が戻ってきて仕事の進みぐあいというんですか、よくなったとか、いろいろあると思います。住民サービスのほうでもわかっている範囲で結構です。

以上、2点お願いします。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 11番、高橋委員のご質問にお答えします。

まず、文化会館の管理委託ですが、平成30年10月より指定管理者制度を導入しまして、一般財団法人木村奨学会を指定管理者として全般的な管理運営を委託しております。こちらにつきましては指定管理者でございますので、個別に詳細な内容を委託しているわけではなく、全般的な管理ということになっておりますが、内容としまして大規模な改修や保険の加入等は今までどおり町のほうで行いまして、それ以外につきましては管理運営、修繕等は一括して委託するものです。

主な業務としましては、施設の管理運用のほかに5施設の貸し出し、会議室、和室、美術工芸室、多目的ホール、視聴覚室となっております。また、古里図書館の管理運営も同じ施設内にありますので、同じ指定管理の協定の中に含まれております。

平成30年度の利用状況ですが、会議室は1,813人、和室が728人、美術工芸室が975人、多目的ホールが5,918人、視聴覚室が2,427人、計で1万1,861人でした。古里図書館につきましては、一般の貸し出しが4,881人、学生が260人、児童が1,613人、計で6,754人でした。

次の質問ですが、社会教育係が本庁舎に移転したことによる事務についてですが、今までですと、社会教育につきまして連絡調整がなかなか難しい点がありましたが、今は目の前にありますので、話もスムーズに進みますし、以前、臨時職員が1名おりましたが、その臨時職員はそのまま木村奨学会のほうの臨時職員として残しまして、1名実員減ということで今までどおり回していることが可能な状態となっているというものでございます。

以上で終わります。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。6番、大澤由香里委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

179ページ、180ページにあります教育文化活動奨励者推薦委員について、どういう方で、どんな内容のことをされているのか教えてください。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 6番、大澤委員のご質問にお答えします。

教育文化推薦委員につきましては、教育文化の推進委員のほうで、町の表彰式のない年につきまして、2年に1度ですが、教育文化活動の表彰を行うのですが、そのための委員となっております。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。8番、小峰陽一委員。

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

176ページをお願いできますか。中学校建設事業費の工事請負費の中で、中学校防犯施設整備工事というのが説明があって、この中で防犯カメラを取り替えるというふうに聞いたんですけど、そういうことでよろしいですかね。

それと、小学校のほう見たら、防犯カメラがあるのかどうか、ちょっとわからなかったんで、あわせてちょっとお答え願えますか。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 8番、小峰委員のご質問にお答えします。

176ページの中学校防犯設備整備工事につきましては、現在、中学校に設置してある防犯カメラが老朽化により故障が多発する状況になってきましたので、取り替えるもので、お見込みのとおりでございます。

小学校につきましては、今のところちょっと同じようなものはない状況でございます。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） 8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） 小学校は未設置ということでいいんですか。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 小学校につきましては、今、道路の通学路に設置している状況でございます。校舎のほうには今ちょっとない状態だと思います。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） 8番、小峰委員。

○8番（小峰 陽一君） 中学校と同じようにつける予定はないですか。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 今現在すぐという予定はありませんが、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、款の 9 消防費以下、款の 14 予備費までの質疑並びに議案第 25 号の歳入歳出項目別のすべての質疑を終結します。

これより議案第 25 号の総括質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、大澤由香里委員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、一言意見を述べさせていただきます。

昨年 10 月の消費税 10%への増税の影響は深刻な広がりを見せています。総務省の家計調査によれば、増税直後の 10 月の 2 人以上で構成する 1 世帯当たりの実質家計消費は、前年同月比 5.1%減で、前回 2014 年 4 月の増税時、4.6%減を上回る落ち込みとなりました。11 月の家計調査でも前年同月比 2.0%減、12 月は 4.8%減でした。3 カ月連続の減少です。前回の増税以来、家計消費は低迷を続け、平均すれば年額 20 万円以上、338.7 万円も落ち込んでいたのですが、今回の増税はさらにそれに追い打ちをかけています。

消費税増税で深刻な打撃を受けているように、さらに新型コロナウイルスの影響で日本経済は危機的状況です。株価も大暴落する中、自民党からも消費税を減税すべきではといった声が相次いでいます。国難とも言えるこの状況を改善するには、消費税減税こそ最大の景気対策ではないかと考えます。

一般質問でも申し上げましたが、奥多摩町で頑張っているある自営業の方は、せっかく何とか営業が軌道に乗りかけたのに、消費税が 10%になって納税額が一気に増えたそうです。従業員に給料を払ったら、自分の手元にはほとんど残らず、貯金もできないと言います。さらに追い打ちをかけているのが新型コロナです。イベントの中止や営業の自粛などが要請され、多くの観光業の方は客足が減り、減収が著しいと悲鳴を上げています。

町の支援策を求めた一般質問では、国において無利子・無担保の融資を行うとのことであるので、国都の動向を注視してまいりたいということでしたが、政府は、国税納付の猶予制度や、コロナ対応の無利子・無担保融資の緊急融資制度を 3 月 17 日より開始しました。ぜひその情報をホームページや、困っている自営業の方々々に知らせていただくと同時に、融資では返さなくてはならない、先が見えない状況では返せるようになるかどうかもわからないという業者さんもいます。町として自営業者の実情を把握するとともに、

そういった切実な声に耳を傾け、消費税の減税を国に強く意見していただくと同時に、国の制度ではカバーできない部分を救済するための助成制度などの手だてをとっていただきたいと要望いたします。

国の 2020 年度予算案における軍事費は、8 年連続増額で、初めて 5.3 兆円を超えました。また、456 兆円もの内部留保をため込んでいる大企業には優遇税制、大型公共事業予算など手厚い対策が盛り込まれました。相変わらずの大企業優遇と大軍拡を推し進める予算案となっています。

一方で、社会保障予算の自然増は、安倍政権のもとで 4 回連続となる 1,200 億円削減されました。年金は 2 年連続でマクロ経済スライドで実質削減となります。さらに、安倍政権は 75 歳以上の医療への 2 割負担導入、介護利用料負担増など、一層の改悪を進めようとしています。

こうした国の悪政のもとで組まれた町の予算ですが、町の 2020 年度予算は、歳入のうち、自主財源である町税の割合は 10.2%と前年度よりさらに低くなり、63.6%を国と東京都からの補助金に頼らざるを得ない状況ですが、主な歳出は、昨年 10 月に発生した台風第 19 号による災害復旧費や土木費です。痛手を受けたワサビ田や日原の道路、林道のいち早い復旧は緊急課題であり、必要不可欠な予算です。

また、2020 年度も第 5 期長期総合計画に即した若者の定住化対策と少子化対策を重点課題として、さらに前へ進める予算編成となっています。この 15 項目の子育て支援策は、他市町村からも称賛の声が聞かれるほど、非常に評価できるものです。

また、今回の当初予算には組み込まれていませんが、町長が施政方針で表明した 75 歳以上の住民税非課税世帯の医療費の半額助成は、部分的ではありますが、高齢者福祉施策の大きな前進として評価したいと思います。

また、中学生の修学旅行費、大学生までの医療費無料化、もえぎの湯の町民無料化も住民福祉の増進に寄与するものとして評価します。

町には、国の社会扶助削減、暮らし圧迫の悪政から町民の暮らしを守る防波堤の役割をより発揮していただきたいと切に願います。

先ほども申し上げましたが、台風災害、消費税増税、新型コロナに加えて、相次ぐ商店の閉鎖や国による奥多摩病院への再編・縮小要請など、町を取り巻く問題は深刻さを増しています。町独自の施策を引き続き構築していただくとともに、国や都に財政支援を強く求めていただきますよう要望いたします。

以上、住民の福祉の増進を図るという地方自治の本旨に立った事業の執行より求めて、

議案第 25 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算に対する私の総括意見といたします。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 25 号の総括質疑を終結します。

これより採決します。日程第 2 議案第 25 号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、議案第 25 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） ご異議なしと認めます。よって、午後 2 時 20 分から再開といたします。

午後 2 時 00 分休憩

午後 2 時 19 分再開

○委員長（石田 芳英君） 休憩前に引き続き予算特別委員会を再開します。

次に、8 番、小峰委員の質疑に対する答弁漏れについて、観光産業課長及び教育課長から答弁いたします。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8 番、小峰議員さんからの先ほどのご質問についてお答えを申し上げます。

124 ページの観光用ワサビ田管理委託ということで、作業量というようなお話でございます。こちらにつきましては、奥多摩観光協会、こちらのほうに委託を行っておりまして、1 年間、4 月 1 日から 3 月 31 日までの委託期間ということで、草刈り及び清掃を年 3 回、ワサビ田の水管理と清掃を年 6 回ということで行っております。今年度につきましてはまだ実績報告上がってきておりませんので、30 年度の実績ということでございますが、草刈りと清掃につきましては 6 月と 10 月と 3 月ということで 3 回実施をしております。また、ワサビ田の水管理と清掃ということで、こちらは 5 月、6 月、7 月、8 月、10 月、3 月ということで実施をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（石田 芳英君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 8番、小峰委員の先ほどのご質問に対して訂正をいたします。

176 ページのほうをごらんください。中学校の防犯設備整備工事につきまして、先ほど小学校につきましては防犯灯がないとご回答しましたが、それは誤りでして、既にそれぞれ4カ所ずつ設置済みでございました。失礼いたしました。済みません、防犯カメラのほうは既に4つずつ設置済みでございました。失礼しました。

○委員長（石田 芳英君） 次に、議案第26号 令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） なしと認めます。

以上で、議案第26号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第3 議案第26号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、議案第26号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） なしと認めます。

以上で、議案第27号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第4 議案第27号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、議案第27号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。6番、大澤由香里委員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

都の国保運協からの通達だと、都の一人当たりの保険料は結構上がるような感じなんで

すけど、奥多摩町の場合は納付金が下がっています。一般会計からの繰り出しも 500 万減らして 3,500 万ということで、1 人の方が払う保険料は上げずに、一般会計からの繰り出しもしないで納付金が納められるということによろしいですか。

○委員長（石田 芳英君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 6 番、大澤委員の保険料の引き上げと、それから、町からの繰り入れの減額というような総体的なお話だと思います。

まず、繰り入れにつきましては、令和元年度 9 月補正後の額で 450 万円法定外繰り入れを減額して、なおかつ最終的に基金に現在 80 万と、予備費に 300 万円ぐらい置く形で運営ができていたというようなことから、令和 2 年度についても 3,550 万を入れることによって運営ができるという目測のもとに予算の計上をさせていただいています。

それから、納付金と保険税の関係なんですけれども、納付金については、2 つの方法で算定がされまして、1 つは被保険者数、もう一つが所得の水準というのがありまして、これが 43 対 57 という割合で、所得に対する納付金の割合を東京都の場合高めているということから、一人当たり所得の低い奥多摩町については、一人当たりの納付金はその分抑制が図られる形、言いかえると、所得の高い区市町村の方が少し余計にしょっていただいているという言い方もできるかと思えますけれども、そういう形で今、運営ができておりますので、現時点では、この形で実施ができるということで予算のほうを計上させていただきました。

ただ、今、新型コロナの関係で PCR 検査を各保険者の負担として、これは国から来るんだと思えますけれども、そういったものですか、それによって医療費がどう推移するかとかというのはわからないですので、今後またその辺は、通知とかあった場合には、これとは若干変わってくるかとは思いますが、現時点で申し上げれば、ただいま申し上げたように、運営がこの時点でできるということです。

なお、補足的な回答になりますけれども、30 市町村の現在の保険税等の改定の予定の状況でございますけれども、30 市町村中 20 市町村がこの 3 月に改定の上程をするという予定で伺っておりますので、流れとしてはそのような形になっているということです。

以上です。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 28 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第5 議案第28号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(石田 芳英君) 起立多数であります。よって、議案第28号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号 令和2年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありませんか。6番、大澤由香里委員。

○6番(大澤由香里君) 6番、大澤です。

今回、東京都後期高齢者広域連合は、2020年、2021年度の都内の75歳以上高齢者の保険料を2018年、2019年度に比べて一人当たり3,926円、4%増となる年10万1,053円に値上げするという改悪を決定しました。初めて10万円の大台を超えます。

保険料率は2020年から2021年度、所得割額を8.72%と、前期比から0.08ポイント引き下げること、高収入の人が値下げとなる一方、加入者全員に課される均等割額を4万4,100円と前期比で800円値上げします。その上、国が昨年、低所得者の均等割の9割、8.5割軽減の特例を廃止したことで、低所得者ほど負担の割合が重くなっております。この結果、年金収入年80万円の単身世帯の場合、現行8,600円が4,600円も上がり、1万3,200円と1.53倍の値上げにもなります。同様に、年金収入168万円の高齢者は、現行1万3,000円の保険料が2020年度は3,400円上がり1万6,400円に、2021年度は軽減特例も廃止になり、現行より6,700円増で、1万9,700円と1.51倍になります。こういう動きに対して、奥多摩町では軽減措置もされていますが、上がる人がいるかないか、今回、特例措置もあると思うので、その辺の説明をしていただければ、お願いします。

○委員長(石田 芳英君) 住民課長。

○住民課長(原島 滋隆君) 6番、大澤委員の後期高齢者の令和2年度、3年度の東京都全体、これは均一保険料になりますので、その引き上げの内容等についてのご説明をさせていただきますと思います。

保険料の決定につきましては、後期高齢者広域連合議会のほうで決定をしておりますが、令和2年度、3年度については、現行の均等割4万3,300円を4万4,100円にするということで、均等割につきましては800円の引き上げということになります。また、所得割につきましては、現在8.8%のものが来年度は8.72%ということですので、マイナス0.08ポイントということで、微減という形で若干低くなるということになります。

そして、ただいま委員のほうからおっしゃられた10万を超えるというのは、一人当た

り平均保険料額ということで東京都の全体の平均保険料、これが9万 7,127 円から、10万 1,053 円に引き上がるというようなことが全体の内容となっております。

そういった中で、初日の規約の変更ということで決定をいただいておりますけれども、後期高齢者の広域連合規約の変更によって特別軽減の措置を実施しております。仮にこれをしなかったという場合の想定でいきますと、均等割につきましては4万 6,700 円、現行から 3,400 円の引き上げと、そして、所得割につきましては 9.41%ということで、0.61ポイントの引き上げということで、一人当たりの平均保険料につきましては、10万 7,077 円ということで 9,950 円の引き上げというものを抑制の対策事業の中で抑え込みながら、高齢者の方の軽減を低くしていこうということで、全区市町村の議会等の承認をいただきましてこのような形に決定をしているところです。

そういった中で、保険料の支払い額が引き上がるのかというご質問についてですけれども、ただいま申し上げましたように、均等割が 800 円引き上がるということになりますので、これに8割軽減だったら掛ける 0.2 というような形で、それぞれ掛かってきます。判定が 100 円以下が切り捨てという形になりますので、上がらない方も中にはいらっしゃるかと思いますけれども、基本的には若干ずつ皆さんご負担をいただくという形で進めていくことということになりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○6番（大澤由香里君） 討論願います。

○委員長（石田 芳英君） 大澤委員、質疑なしで採決しましたので討論なしです。質疑の中で討論の申請がなかったので、討論なしに含まれるみたいです。討論は、申しわけないですが、認められないということです。

それでは、質疑を行います。6番、大澤由香里委員。

○6番（大澤由香里君） 議案第 29 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場から討論いたします。

75 歳以上の高齢者、65 歳以上の障害者を対象にした後期高齢者医療制度が発足して4月で 12 年です。75 歳になると、それまで入っていた国民健康保険や協会けんぽなどから脱退させられ、一つの後期医療保険に加入することになります。75 歳以上の人口が増えると保険料がアップする仕掛けのため、必然的に保険料の引き上げ傾向が続いています。年金から天引きされる保険料の重さが高齢者の暮らしを圧迫しています。

導入時、現役世代より軽いと政府が盛んに宣伝した窓口負担も 1 割から 2 割に引き上げが検討されています。高齢者には、複数、長期、重度といった病気の特徴があるため、

75 歳以上の高齢者の自己負担額は、窓口負担が原則 1 割の現在でも 3 割負担の現役世代より重くなっています。2 割負担を導入すれば、現在でも深刻な受診抑制の拡大は避けられません。病気になりがちな一方で、収入が少なく、暮らしが不安定な人が多い 75 歳以上を一つの保険に集めて運営する制度設計そのものに無理があります。後期医療を廃止し、もとの老人保健制度に戻せば、75 歳を過ぎても国保や健保などから切り離されず、際限ない保険料アップの仕組みもなくせます。

日本共産党は、行き詰まりがあらわな後期高齢者医療制度は撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを求めています。

今回、また値上げするということで、高齢者の生活を圧迫し、さらなる負担増となる令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算に反対といたします。

○委員長（石田 芳英君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 29 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 6 議案第 29 号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、議案第 29 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 30 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計予算の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石田 芳英君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 30 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 7 議案第 30 号について原案に賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（石田 芳英君） 起立多数であります。よって、議案第 30 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 31 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算の質疑を歳入歳出含めて一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石田 芳英君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 31 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 8 議案第 31 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(石田 芳英君) 起立多数であります。よって、議案第 31 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 32 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算の質疑を収入支出含めて一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石田 芳英君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 32 号の質疑を終結します。

これより採決します。日程第 9 議案第 32 号について原案に賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(石田 芳英君) 起立多数であります。よって、議案第 32 号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了しました。

これにて予算特別委員会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

午後 2 時 41 分閉会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長